

第三次草加市教育振興基本計画

『共生社会』の形成に向けた『インクルーシブ教育システム』の構築のための 特別支援教育グランドデザイン

「インクルーシブ教育システム」

障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み。多様な学びの場の整備や合理的配慮の提供等が必要。

特別支援教育の現状

インクルーシブ教育システム（背景）

『障害者の権利に関する条約』 H19 署名 H26.1 批准

- ・インクルーシブ教育システムの確保
- ・個人に必要な合理的配慮の提供

『学校教育法』 H19.4 改正

- ・発達障害も含め、すべての学校で特別支援教育を実施
- ・特別支援学校の地域におけるセンター的機能

『障害者基本法』 H23.8 改正

- ・可能な限り、障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮

『中央教育審議会』 H24.7 報告

- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、多様な学びの場を整備することが重要

『障害者差別解消法』 H28.4 施行

- ・不当な差別的取り扱いの禁止
- ・合理的配慮の不提供の禁止

特別支援教育対象者概念図

S54年～
義務教育として制度化

H19年～
特別支援教育元年

盲学校・聾学校・養護学校

特別支援学校

・視覚障害 ・聴覚障害 ・知的障害 ・肢体不自由 ・病弱（身体虚弱）

小中学校

特殊学級

（S22学校教育法に位置付け）

特別支援学級

（H19 学校教育法にて名称改正）

- ・視覚障害 ・聴覚障害 ・知的障害
- ・肢体不自由 ・病弱（身体虚弱）
- ・言語障害 ・自閉症 ・情緒障害

通常の学級

※通常の学級に在籍の特別な支援を要すると思われる児童生徒（LD、ADHD、自閉症スペクトラム等の可能性のある児童生徒）

*在籍率

全国： 8.8%（R4）
小学生： 10.4%
中学生： 5.6%

通級指導教室

難聴・言語（ことば・きこえ）
→ H5から制度化
発達・情緒（サポート）
→ H17から制度化

- ・言語障害 ・聴覚障害
- ・自閉症 ・情緒障害
- ・学習障害
- ・注意欠陥多動性障害
- *視覚障害 *肢体不自由
- *病弱

施策の方向

ノーマライゼーションの理念に基づく 共生社会の形成

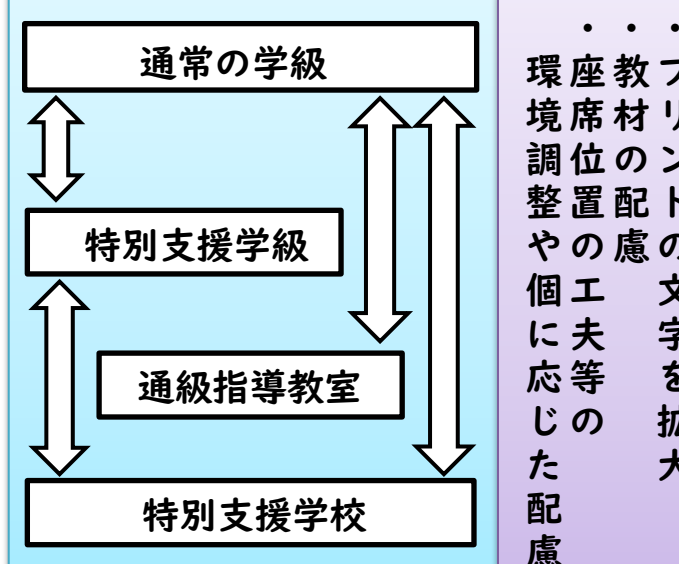
インクルーシブ教育システムの構築

生きる力を共に教え育てる草加の教育

個々の教育的ニーズに対応した支援の充実

- 特別な配慮を要する児童生徒の多様な教育的ニーズに対応し、一人ひとりのよさや可能性を最大限に発揮できるよう、適切な情報提供を行い、丁寧な相談活動を推進するとともに、十分な環境整備や支援体制を構築する。
- 医療・福祉などの関係機関との連携や、特別支援学校が担うセンター的機能を活用するとともに、支援籍学習を推進するなどして、個に応じた特別な教育支援の充実を図る。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、通常学級を含めた全教員の指導力の向上に取り組む。
- すべての子どもたちが多様な存在であることへの理解を深める。

『多様な学びの場』と『合理的配慮』



保育園・幼稚園
認定こども園
あおば学園
小学校・中学校
特別支援学校

幼保小中を一貫した教育とした
草加の教育
連携した教育
支援相談

早期からの教育相談・就学支援・就学後の継続支援

草加市教育委員会教育支援室
草加市障害児就学支援委員会

学校（管理職・特別支援教育コーディネーター・調査専門員）

施策の実際

1. 支援体制の充実

(1) 特別支援学級等の整備

	H30	R元	R2	R3	R4
学級数	60学級	68学級	71学級	77学級	79学級
在籍数	272人	296人	322人	359人	411人
支援員数	28人	29人	29人	29人	28人
設置率(%)	100	100	100	100	100

(2) 特別支援教育指導員の派遣

全小中学校、年間140日訪問し、特別支援学級担当者等への指導

(3) 臨床心理士等の配置

発達に関する相談…ことば、知的発達、情緒、就学に関する相談

(4) 巡回相談

臨床心理専門家、指導主事が全小中学校を巡回
通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒への支援

(5) 特別支援教室児童担当指導員の派遣

通常学級に在籍し、発達に課題があると思われる児童の、特別な教育的ニーズに合った直接的な支援

(6) 看護師の派遣

医療的ケアが必要な児童生徒の直接的な支援

(7) 特別支援教育就学奨励費の補助

学校教育法施行令第22条の3に規定された障がいの程度に該当又は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための必要経費の補助

2. 多様な学びの場の整備

(1) 通常の学級の充実

特別支援学級の弾力的な活用
通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒の支援の充実
ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実

(2) 交流及び共同学習の充実

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流・共同学習の推進
一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

(3) 通級指導教室の充実

「サポート教室」及び「ことば・きこえの教室」の効果的な支援体制の充実

(4) 県立特別支援学校との連携・支援籍学習の推進

特別支援学校のセンター的機能についての周知、積極的な連携
「支援籍学習」の推進

3. 研修の充実

(1) 校内研修の推進

すべての教職員の指導力向上に向け、特別支援教育に関する校内研修を年間計画へ位置づけ

(2) 研修内容の充実

特別支援教育の研修会を計画的に実施